

第4章 事業計画を策定するに当たり環境の保全の見地から配慮する事項

事業計画を策定するに当たり環境の保全の見地から配慮する事項は表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 事業計画を策定するに当たり環境の保全の見地から配慮

項目	配慮する事項
大気質	工事の実施及び施設の供用に伴う排出ガス（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）や粉じん等の飛散により、周辺地域に対して影響を及ぼす可能性があるため、建設機械は可能な限り排出ガス対策型の機種を使用する、散水車等による散水や清掃を行い、粉じんの飛散を防止する等、配慮する。
水質	工事の実施に伴う掘削による濁水やコンクリート養生によるアルカリ排水の発生により水質に対して影響を及ぼす可能性があるため、必要に応じて仮設の沈砂池を設置する、コンクリート工事による排水は必要に応じて中和処理等を行う等、配慮する。
水象	工事の実施に伴う掘削により地下の形状が改変されるものの、周辺地下水の流況に影響を与えない工法を採用するとともに、発生した地下水については、調整池を通じて河川（用水路）へ排水すること、また、施設の供用に伴い発生する排水のうち、施設排水は現状と同様に下水道へ放流し、雨水のみを調整池を通じて河川（用水路）へ排水することから、河川及び地下水の流況への影響はない。なお、建設地内に既設の雨水排水管が埋設されているため、掘削等の工事で雨水排水管に影響がある場合には、必要に応じて雨水排水ルートを変更し、既存調整池へ接続する等、配慮する。
土壌	施設の供用に伴う廃棄物の発生により、土壌が汚染される可能性があるため、廃棄物の受入れ場所は、建屋内に設置するコンクリート構造のごみピット（コンクリート構造物・不浸透性）とし、ごみピット汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする等、配慮する。
騒音・振動	工事の実施及び施設の供用に伴う騒音・振動の発生により、周辺地域に対して影響を及ぼす可能性があるため、建設機械は、国土交通省指定の低騒音型を使用し、不要な機械はエンジンを停止する、工事用車両のアイドリングストップ、急発進・急停止の禁止を徹底する、騒音発生機器は、低騒音の機器を採用するとともに、可能な限り建屋内に設置し、壁材は吸音材や遮音性能の高い部材を使用する等、配慮する。

表 4-1(2) 事業計画を策定するに当たり環境の保全の見地から配慮

地盤	工事の実施に伴う掘削により地下の形状が改変され、地下水位へ影響を及ぼす可能性があるため、掘削に当たっては、周辺地下水位の低下を防止する工法を採用する等、配慮する。
悪臭	施設の供用に伴う悪臭の発生により、周辺地域に対して影響を及ぼす可能性があるため、ごみピット及びプラットホーム内の空気は、ごみ焼却炉及び脱臭装置へ吸引し、ごみピット内を負圧に保つとともに、プラットホームの車両出入口に自動扉等を設置し、臭気の漏洩を防止する等、配慮する。
地形・地質	工事の実施及び施設の供用に伴い影響を受ける重要な地形地質は存在しないものの、改変面積を可能な限り小さくする等、配慮する。
植物・動物・生態系	工事の実施に伴う騒音及び濁水の発生や施設の供用に伴う施設の存在により、植物・動物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、建設機械は、排出ガス対策型及び国土交通省指定の低騒音型を使用し、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する等、配慮する。
景観	施設の供用に伴う施設の存在により、周辺景観に影響を及ぼす可能性があるため、施設の計画に当たっては、「宇都宮市景観計画」（平成19年条例第82号）に準拠のうえ、周辺環境に調和し、景観に配慮した施設とする等、配慮する。
人と自然との触れ合い活動の場	概況調査地域に存在する「人と自然の触れ合い活動の場」について、既存ごみ焼却施設と新施設における施設の規模及び運用状況等に係る大きな変化はなく、工事の実施及び施設の供用に伴い、影響を受けることは想定されないものの、建設機械の稼働、工事用車両の出入りが集中しないよう、工事計画を調整する等、配慮する。